

水道料金の改定について

令和 8 年度 第 1 回 身延町上下水道事業審議会

身延町上下水道課

目 次

▶	1	水道料金について	・ ・ ・	3
▶	2	水道事業の現状と課題	・ ・ ・	6
▶	3	水道料金の算定について	・ ・ ・	1 1
▶	4	水道事業総括原価について	・ ・ ・	1 5
▶	5	水道料金改定案について	・ ・ ・	2 0

水道料金について

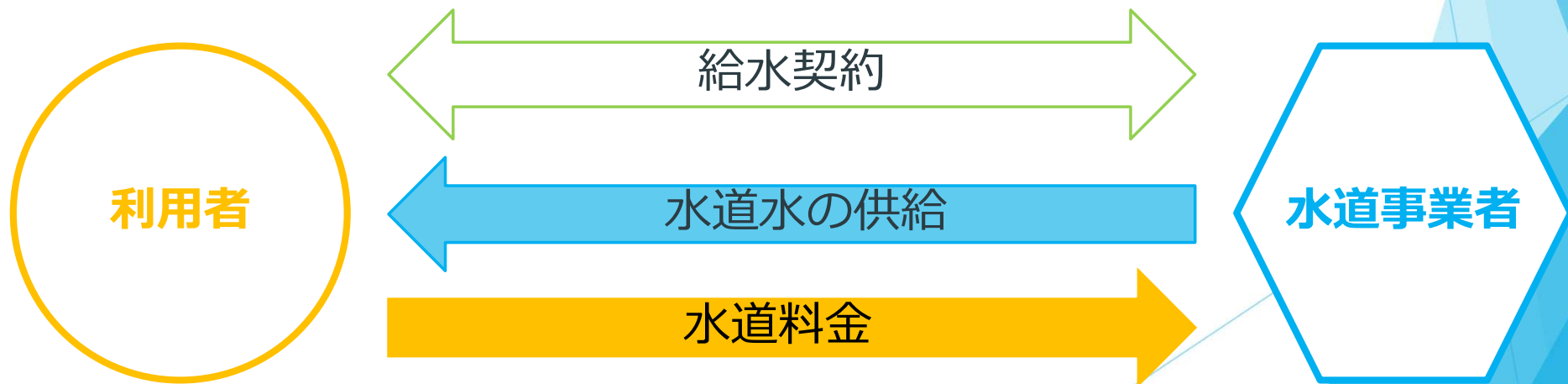
水道料金について

- ▶ 水道水の供給は、水道事業者と需要者との給水契約に基づいてなされています。

給水契約は任意

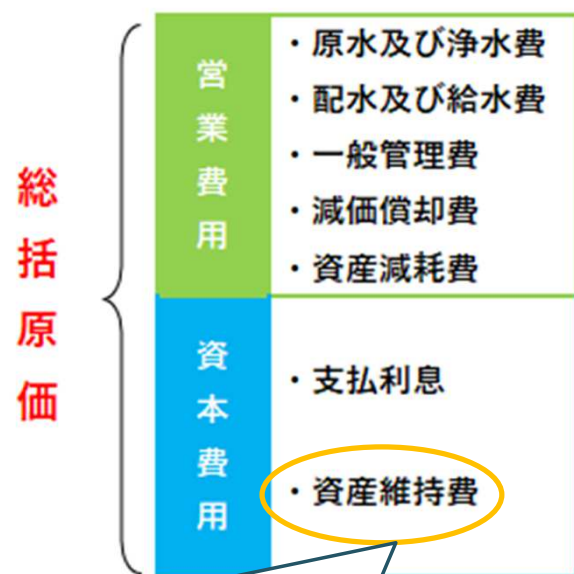
水道事業は、利用者からの料金収入により
運営されることが適切です。

※ただし、水道利用者以外も関係するもの（消火栓の維持管理費など）については、一般会計が負担するものである。



水道料金の算定（総括原価）

- 水道料金は、**総括原価方式**により算定します。
- …「水道料金算定要領」に示される方法。減価償却費など現金支出の伴わない費用を含めて総括原価を算定し、料金総収入額と総括原価が等しくなるように料金を設定する方法。



▽令和6年度決算による総括原価算定例

(単位：千円)

項 目			決算額
営業費用 ①	維持管理費	原水及び浄水費	75,547
		配水及び給水費	57,543
		総係費	61,456
	減価償却費		365,417
	資産減耗費		326
資本費用 ②	支払利息		28,855
	資産維持費		
控除項目 ③	その他営業収益		671
	他会計負担金（基準内繰入）		15,886
	長期前受金戻入		186,652
	雑収入		3,040
総括原価 ①+②-③			382,895

資産維持費を
いくらにすべきか

資産維持費=A:対象資産×B:資産維持率

A 対象資産は、将来も維持すべき償却資産

B 資産維持率は、施設等を更新する費用、建設当時の費用を比べた場合、物価上昇や工事の施工環境の悪化等により費用の増大が見込まれることから、不足が想定される分を算入するもの

給水収益	158,545
------	---------

差	△ 224,350
---	-----------

費用に対して
収入が不足

水道事業の現状と課題

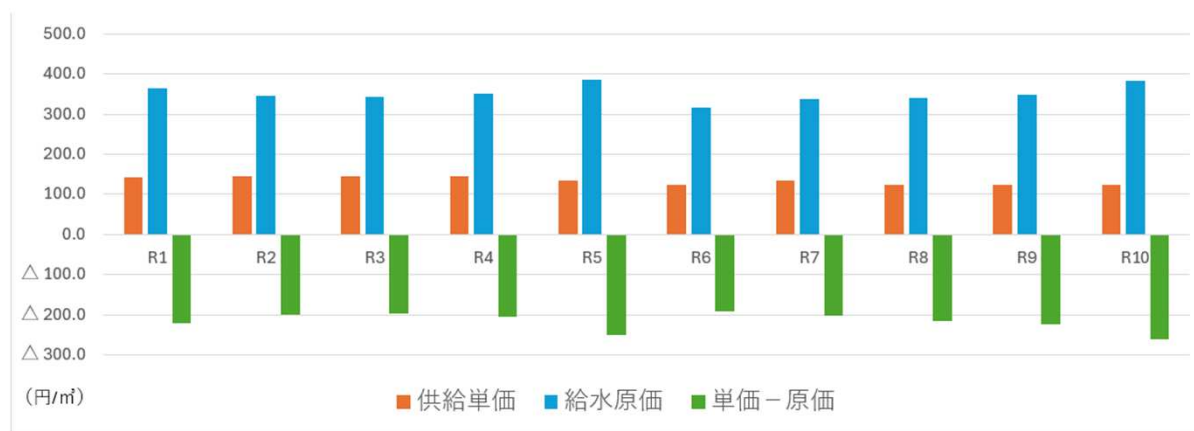
水道事業 供給単価と給水原価

- 供給単価 . . . 有収水量 1 m³当たりについて、どれだけの収益を得ているかを示す指標。
- 給水原価 . . . 有収水量 1 m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを示す指標。

給水原価が供給単価を上回る推移



この差額を
料金改定によって
カバーする必要がある

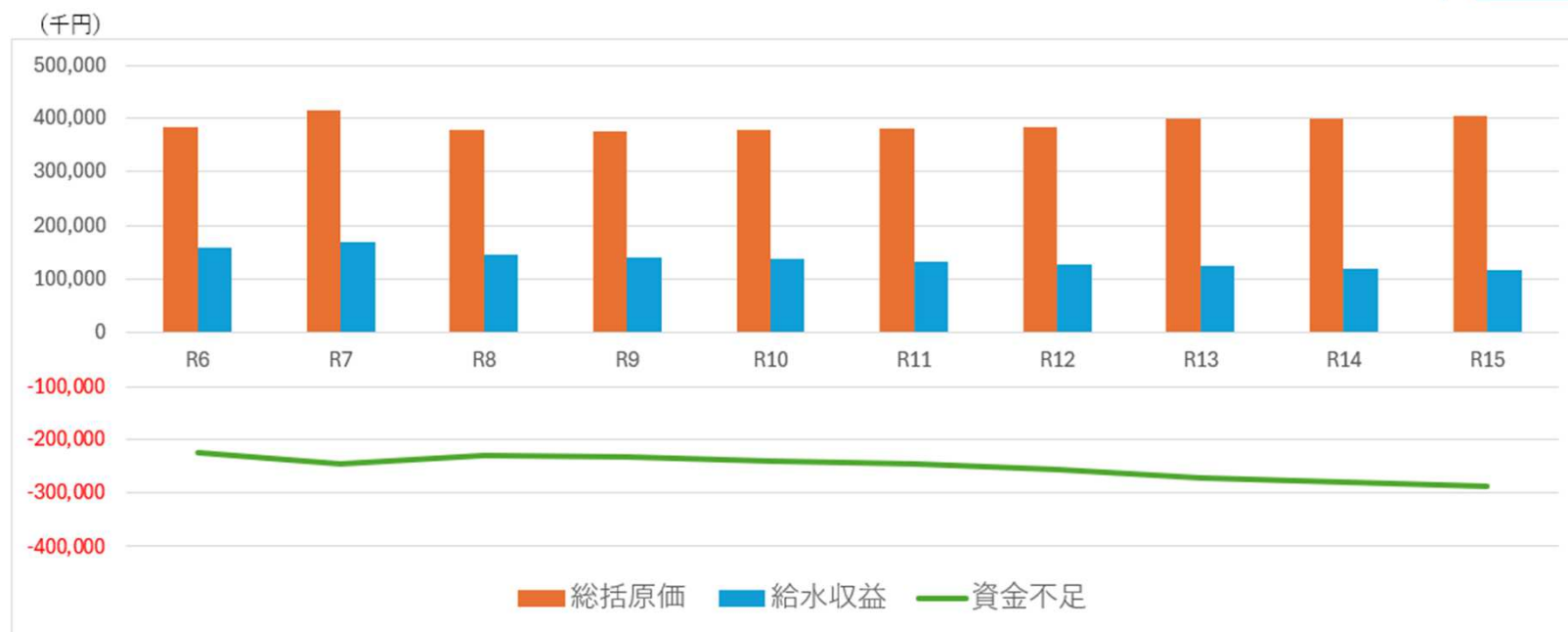


物価高騰等により維持管理費が増加し年々給水原価が増加。

円/m ³	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
供給単価	142.6	145.6	145.4	145.8	134.0	124.0	134.2	124.0	124.0	124.0
給水原価	364.6	345.6	343.4	351.9	384.8	315.7	337.1	340.0	348.0	384.0
単価 - 原価	△ 222.0	△ 200.0	△ 198.0	△ 206.1	△ 250.8	△ 191.7	△ 202.9	△ 216.0	△ 224.0	△ 260.0

※R1～R6：水道統計、R7：水道統計(速報)、R8～R10：経営戦略

水道事業の収益的収支



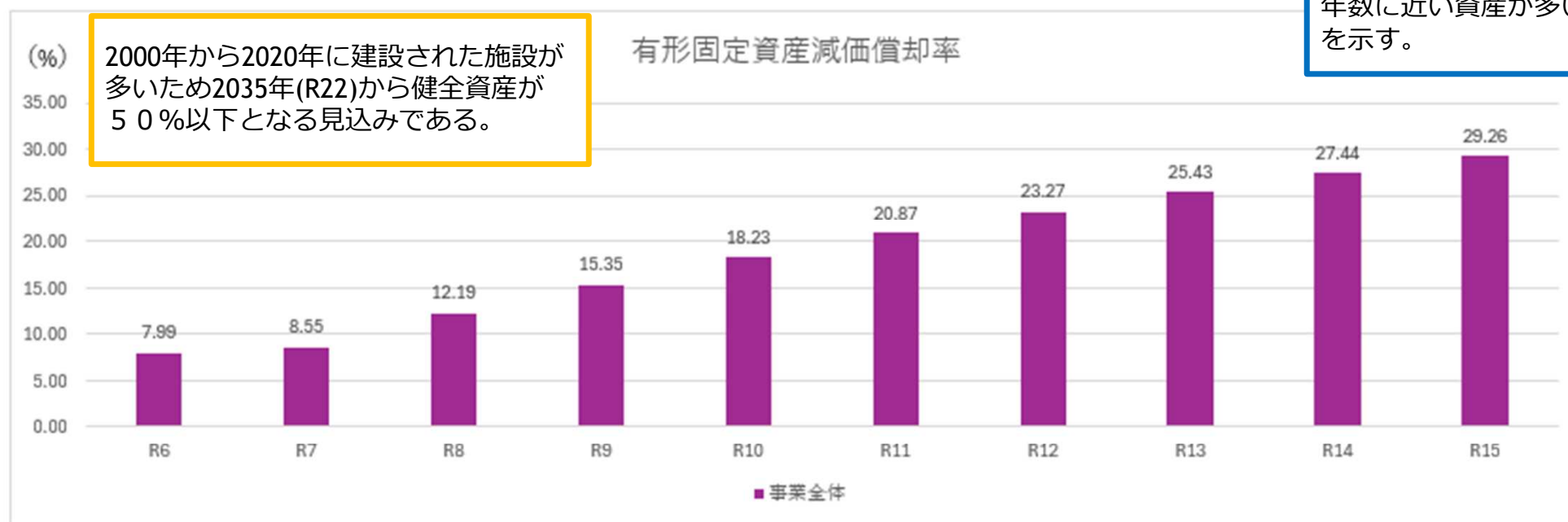
千円	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
総括原価	382,895	414,271	376,580	373,635	377,465	379,182	383,780	397,172	399,105	403,518
給水収益	158,545	167,587	145,107	140,994	136,248	132,023	127,888	124,230	119,983	116,213
資金不足	-224,350	-246,684	-231,473	-232,641	-241,217	-247,159	-255,892	-272,942	-279,122	-287,305

※毎年2億円以上の資金不足が続いており、年々増加傾向で推移する見通しです。また、不足した資金は、他会計繰入金（一般会計からの基準外繰入金）での補填となるため身延町の財政状況悪化に繋がりがかねない。

水道施設の老朽化の見通し

有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。

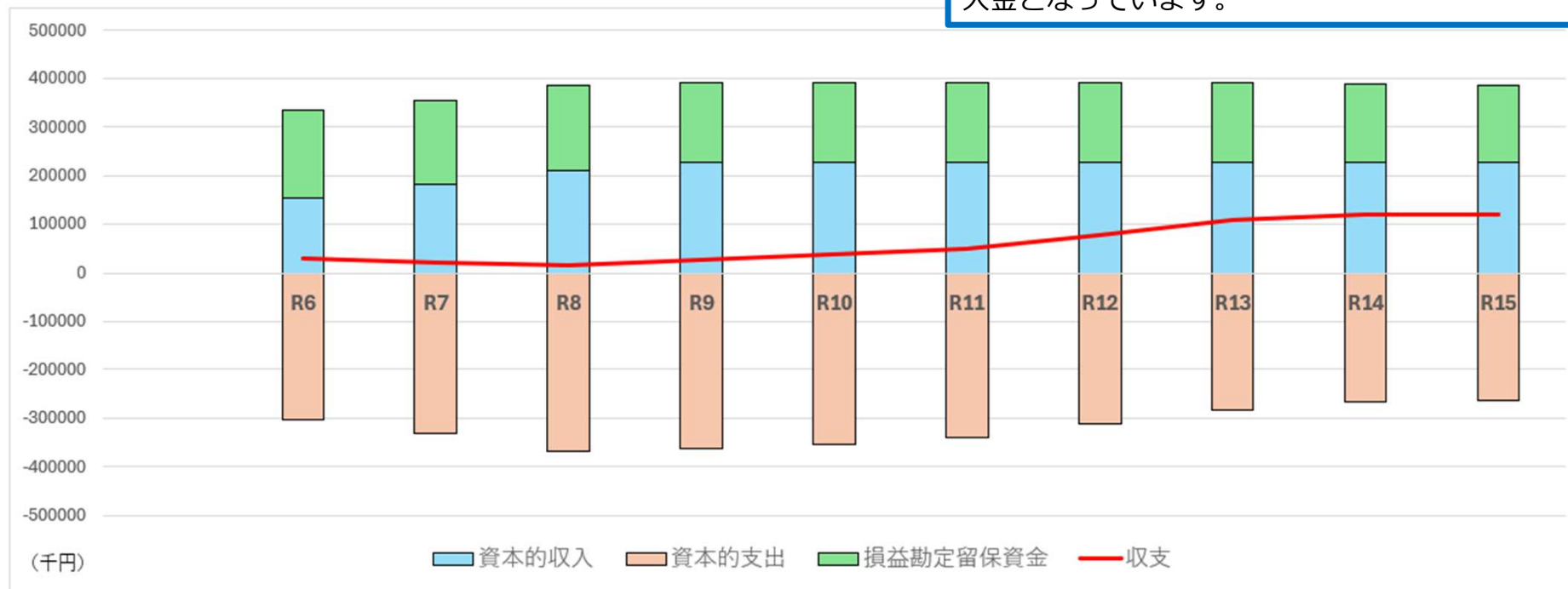


数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示す。

有形固定資産減価償却率(%)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
事業全体	7.99	8.55	12.19	15.35	18.23	20.87	23.27	25.43	27.44	29.26

水道事業の資本的収支

損益勘定留保資金の原資は、独立採算会計では、料金収入となりますが、身延町では一般会計基準外繰入金となっています。



項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
資本的収入	154,998	182,669	210,566	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598
資本的支出	-303,167	-332,058	-368,892	-363,974	-354,425	-340,692	-312,987	-282,526	-267,802	-263,999
損益勘定留保資金	178,765	171,617	174,794	162,805	162,989	162,723	161,117	162,405	158,797	156,311
収支	30,596	22,228	16,468	27,429	37,162	50,629	76,728	108,477	119,593	120,910

※損益勘定留保資金=収益的収入(一般会計基準外繰入金)

水道料金の算定について

公営企業の基本原則

○公営企業会計は、独立採算制の原則のもと経営を行います。

適正な経費負担区分を前提とした**独立採算制の原則**

- 独立採算制の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。



- 経費負担区分（地方公営企業法第17条の2第1項）

その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもってあてることが適当でない経費
当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

水道料金算定の原則

決定原則

① 公正妥当性

- ・ 適正なサービスと料金水準
- ・ 公平な料金体系

② 適正な原価

- ・ 原価主義
(総括原価、個別原価)

③ 健全運営の確保

- ・ 資産維持費

■ 適正な原価とは・・・

公益事業としてなすべき正常な努力を行ったうえで
必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために
必要な資本費用（事業報酬）を含むもの。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)(抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法第14条第2項各号より

1. 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
2. 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
3. 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
4. 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
5. (略)

下水道法第20条第2項の規定より

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理のもとにおける適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

水道料金 算定期間

- 算定については、経営戦略等の計画期間を踏まえ、料金等算定期間を設定。
- 上下水道事業は、日常生活に密着した公共料金であるためできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、長期間による算定は予測の確実性を失うこととなる。

算定期間は一般的に **3年から5年程度** に設定することが適当



今回の検討では
令和9年度から令和13年度までの5年間を
料金算定期間とします。

水道事業 総括原価について

総括原価

- ・ 水道料金算定においては、総括原価方式が採用されています。

総括原価



料金収入

※水道料金算定要領



減価償却費など現金収支を伴わない費用を含めて総括原価を算定し、料金総収入と総括原価が等しくなるように料金を設定する方法。

営業費用

(総原価)
人件費、薬品費、
動力費、修繕費、
減価償却費等



資本費用

(事業報酬)
支払利息、
資産維持費



控除収益

受託工事収益、
一般会計繰入金、
受取利息、
国庫補助金、
その他収益他

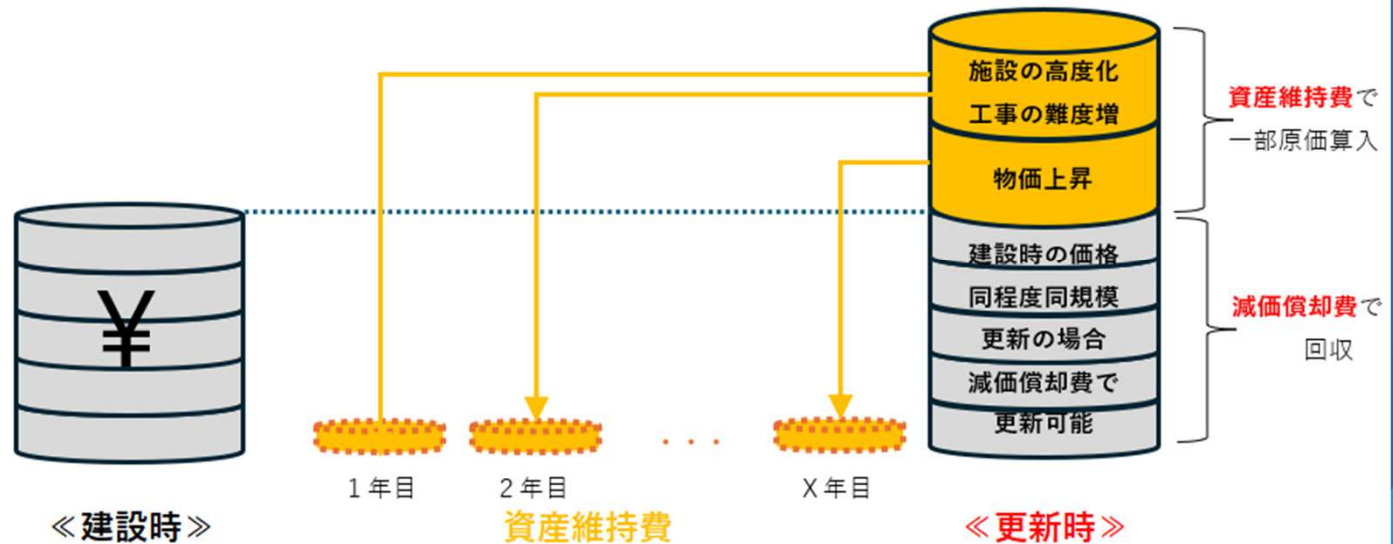
資産維持費 = 資産対象 × 資産維持率

資産対象 → 料金算定期間の期首及び期末の平均償却資産残高
資産維持率 → 水道事業 = 3% を標準 / 事業状況を勘案して設定

資産維持費

資産維持費

上下水道施設の建設、改良、再構築、企業債の償還等に
必要な所要額とします。



□算定方法

・水道事業・・・「水道料金算定要領」（日本水道協会）より

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率} (3\%)$$

※ただし、各事業体の実情を考慮し調整できるとされています。

総括原価の内訳

▶ 経営戦略

収益的収支計算書

(単位：千円)

	R9	R10	R11	R12	R13	合計
給水収益	140,994	136,248	132,023	127,888	124,230	661,383
受託工事収益	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	671	671	671	671	671	3,355
利息及び配当金	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	13,421	13,712	14,054	14,479	15,044	70,710
国庫補助金	0	0	0	0	0	0
長期前受金戻入	163,720	159,571	157,230	150,151	142,700	773,372
雑収益	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	15,200
収益合計	321,846	313,242	307,018	296,229	285,685	1,524,020
原水及び浄水費	80,048	82,382	84,805	87,304	89,896	424,435
配水及び給水費	61,241	63,178	65,176	67,237	69,364	326,196
総係費	64,418	65,599	67,276	68,517	70,269	336,079
減価償却費	324,993	318,087	311,910	301,111	288,583	1,544,684
資産減耗費	326	326	326	326	326	1,630
その他営業費用	111	111	111	111	111	555
企業債利息等	24,402	24,930	25,552	26,326	27,353	128,563
雑支出	911	911	911	911	911	4,555
費用合計	556,450	555,524	556,067	551,843	546,813	2,766,697
差引	△ 234,604	△ 242,282	△ 249,049	△ 255,614	△ 261,128	△ 1,242,677

※経営戦略収支計画参考

▶ 総括原価

(単位：千円)

項 目			R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用	維持管理費	原水及び浄水費	80,048	82,382	84,805	87,304	89,896	424,435
		配水及び給水費	61,241	63,178	65,176	67,237	69,364	326,196
		総係費	64,418	65,599	67,276	68,517	70,269	336,079
	減価償却費		324,993	318,087	311,910	301,111	288,583	1,544,684
	資産減耗費		326	326	326	326	326	1,630
	合計		531,026	529,572	529,493	524,495	518,438	2,633,024
資本費用	支払利息		24,402	24,930	25,552	26,326	27,353	128,563
	資産維持費							0
	合計		24,402	24,930	25,552	26,326	27,353	128,563
控除項目			180,852	176,993	174,993	168,340	161,455	862,633
総計			374,576	377,509	380,052	382,481	384,336	1,898,954
給水収益			140,994	136,248	132,023	127,888	124,230	661,383

※控除項目は、基準外繰入を除く

期間内不足分	1,237,571 C	= A - B
年不足分	247,514 D	= C / 5 年
年平均給水収益	132,277 E	= B / 5 年
改定率	187%	= D / E

現行 2.87倍

総括原価方式による独立採算に必要な料金収入

(単位：千円)

項 目		R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用	維持管理費						
	原水及び浄水費	80,048	82,382	84,805	87,304	89,896	424,435
	配水及び給水費	61,241	63,178	65,176	67,237	69,364	326,196
	総係費	64,418	65,599	67,276	68,517	70,269	336,079
	減価償却費	324,993	318,087	311,910	301,111	288,583	1,544,684
	資産減耗費	326	326	326	326	326	1,630
合計		531,026	529,572	529,493	524,495	518,438	2,633,024
資本費用	支払利息	24,402	24,930	25,552	26,326	27,353	128,563
	資産維持費						0
	合計	24,402	24,930	25,552	26,326	27,353	128,563
控除項目		180,852	176,993	174,993	168,340	161,455	862,633
総計		374,576	377,509	380,052	382,481	384,336	1,898,954
給水収益	現行料金	140,994	136,248	132,023	127,888	124,230	661,383
	独立採算必要額	405,068	392,247	379,833	367,736	356,541	1,901,425
	改定率	2.87	2.87	2.87	2.87	2.87	2.87

※基準内繰入を含む

期間内不足分	現行	1,237,571
	改定	△ 2,471
年 不 足 分	現行	247,514
	改定	△ 494
年平均給水収益	現行	132,277
	改定	380,285

基本料金、超過料金とも現行の
2.68倍必要となる

水 道 料 金				
	使用口径	13mm	20mm	25mm
現 行	基本料金(10m3まで)	700 円	800 円	900 円
	超過料金(1m3つき)	140 円	140 円	140 円
	メーター使用料	60 円	120 円	
独 立 採 算	基本料金(10m3まで)	1,876 円	2,144 円	2,412 円
	超過料金(1m3つき)	375 円	375 円	375 円
	メーター使用料	90 円	180 円	210 円

×2.68

※13mmで1か月20m3使用した場合の料金
現 行：2,370円
独立採算：6,287円

水道料金改定案について

水道料金体系（現行）について

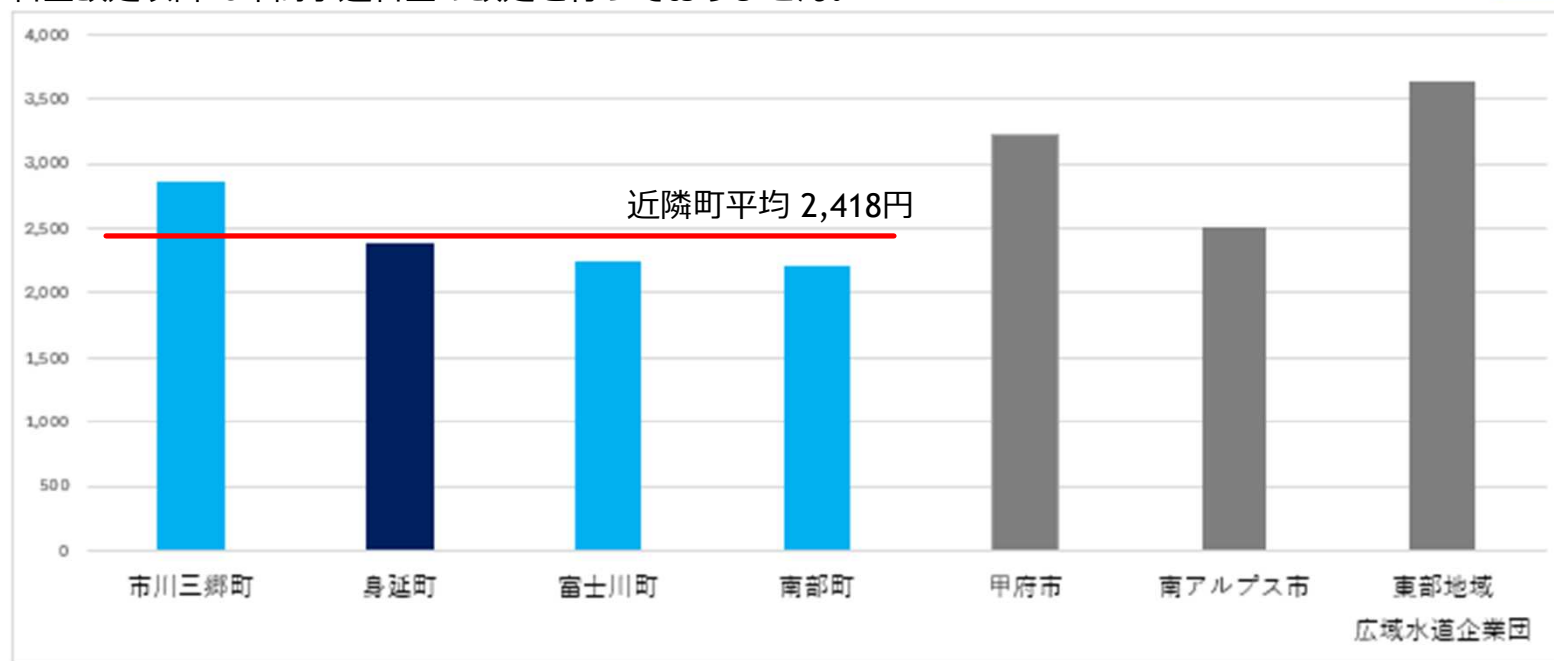
身延町の水道料金体系	二部料金制 ・・・基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り ・・・10m ³ まで。
超過料金	単一型 ・・・使用水量の多寡にかかわらず、単価は均一。
直近の料金改定	平成22年4月・・・3町合併後、全町統一料金に改定。 平成25年4月・・・超過料金120円を140円に改定。

水 道 料 金							
使用口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金(10m ³ まで)	700 円	800 円	900 円	1,100 円	1,200 円	1,600 円	1,900 円
超過料金(1m ³ つき)	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円
メーター使用料	60 円	120 円	140 円	220 円	260 円	600 円	1,600 円

※水道料金（1か月当たり）＝基本料金＋超過料金＋メーター使用料＋消費税（十円未満切捨）

水道料金の近隣市町との比較

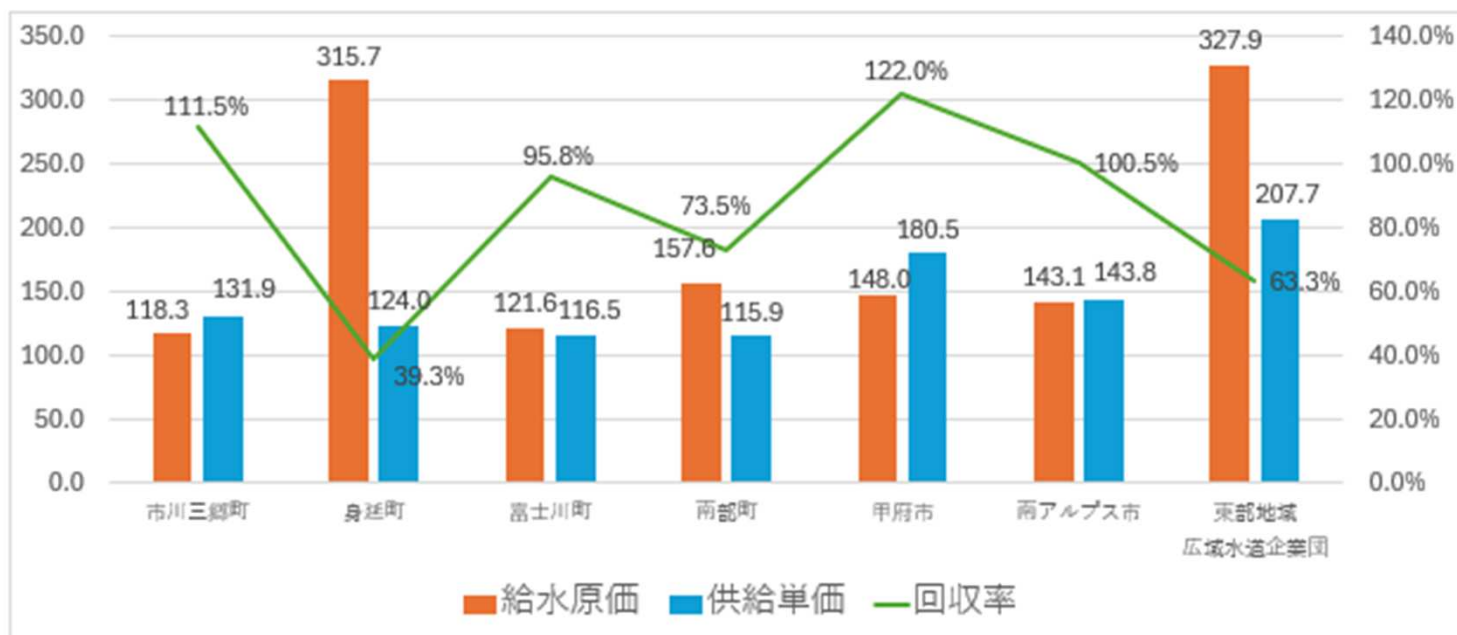
- ・水道料金については、近隣町平均程度の金額となっています。
- ・平成25年の料金改定以降13年間水道料金の改定を行っておりません。



市川三郷町	身延町	富士川町	南部町	甲府市	南アルプス市	東部地域 広域水道企業団
2,855	2,370	2,250	2,200	3,228	2,508	3,641

※水道料金については、メーター使用料を含み、口径13mm、1月使用水量20m3と仮定
 ※南部町は、簡易水道

給水原価・供給単価による近隣市町との比較



	市川三郷町	身延町	富士川町	南部町	甲府市	南アルプス市	東部地域 広域水道企業団
給水原価	118.3	315.7	121.6	157.6	148.0	143.1	327.9
供給単価	131.9	124.0	116.5	115.9	180.5	143.8	207.7
回収率	111.5%	39.3%	95.8%	73.5%	122.0%	100.5%	63.3%

※給水原価＝経常費用÷有収水量、給水単価＝給水収益÷有収水量

※R6公営企業決算統計による

経営戦略(アセットマネジメント)による 収益的収支及び資本的収支について

現行料金

現行料金

(単位: 千円)

項 目		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	合計
収益 の 収 支	水道事業収益	579,208	580,312	563,745	552,531	541,423	534,332	525,942	516,498	511,774	505,849	5,411,614
	営業収益	141,665	136,919	132,694	128,559	124,901	120,654	116,884	113,204	109,822	105,935	1,231,237
	営業外収益	437,543	443,393	431,051	423,972	416,522	413,678	409,058	403,294	401,952	399,914	4,180,377
	水道事業費用	567,612	570,070	574,013	573,243	571,685	577,446	577,261	576,714	584,689	590,126	5,762,859
	営業費用	529,917	531,847	535,168	533,624	531,039	535,622	534,231	532,511	539,281	543,513	5,346,753
	営業外費用	25,424	25,952	26,574	27,348	28,375	29,553	30,759	31,932	33,137	34,342	293,396
	特別損失	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	122,710
	予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純損益	11,596	10,242	-10,268	-20,712	-30,262	-43,114	-51,319	-60,216	-72,915	-84,277	△ 351,245
資本 の 収 支	資本的收入	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	2,285,980
	企業債	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
	負担金	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	1,285,980
	資本の支出	363,974	354,425	340,692	312,987	282,526	267,802	263,999	252,017	244,573	241,124	2,924,119
	建設改良費	134,796	135,487	136,192	136,911	137,645	138,395	139,160	139,940	140,737	141,550	1,380,813
	企業債償還金	229,178	218,938	204,500	176,076	144,881	129,407	124,839	112,077	103,836	99,574	1,543,306
	資本の収支	-135,376	-125,827	-112,094	-84,389	-53,928	-39,204	-35,401	-23,419	-15,975	-12,526	△ 638,139

経営戦略（財政収支計画）について

(単位：千円)

項 目		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	合計
収益 の 収 支	水道事業収益	579,208	580,312	623,155	610,081	597,327	588,324	578,238	642,535	634,023	623,745	6,056,947
	営業収益	141,665	136,919	192,104	186,109	180,805	174,646	169,180	239,241	232,071	223,831	1,876,570
	営業外収益	437,543	443,393	431,051	423,972	416,522	413,678	409,058	403,294	401,952	399,914	4,180,377
	水道事業費用	567,612	570,070	574,013	573,243	571,685	577,446	577,261	576,714	584,689	590,126	5,762,859
	営業費用	529,917	531,847	535,168	533,624	531,039	535,622	534,231	532,511	539,281	543,513	5,346,753
	営業外費用	25,424	25,952	26,574	27,348	28,375	29,553	30,759	31,932	33,137	34,342	293,396
	特別損失	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	12,271	122,710
	予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純損益	11,596	10,242	49,142	36,838	25,642	10,878	977	65,821	49,334	33,619	294,088
	資本 の 収 支	資本の収入	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598	228,598
企業債		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
負担金		128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	128,598	1,285,980
資本の支出		363,974	354,425	340,692	312,987	282,526	267,802	263,999	252,017	244,573	241,124	2,924,119
建設改良費		134,796	135,487	136,192	136,911	137,645	138,395	139,160	139,940	140,737	141,550	1,380,813
企業債償還金		229,178	218,938	204,500	176,076	144,881	129,407	124,839	112,077	103,836	99,574	1,543,306
資本の収支		-135,376	-125,827	-112,094	-84,389	-53,928	-39,204	-35,401	-23,419	-15,975	-12,526	△ 638,139
料金改定率		1.00	1.00	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	2.12	2.12	2.12	

- 5年間
- ・ 算定基準の5年間で純損益がマイナスにならないように料金改定を行うとR11に現行の1.45倍の改定が必要
 - ・ R16には、更に1.46倍の改定が必要となる見通し

料金改定のスケジュール及び改定率について

事務局からの提案について

経営戦略（アセットマネジメント）による将来収支計画では、令和11年に1.45倍、令和16年に2.12倍の料金改定が必要となる見通しが示されました。

令和9年から1.53倍にすることで令和18年までの料金収入が2段階改定と同額程度となるため、使用者負担を考え令和9年から1.53倍に改定し、令和12年に経営状況を踏まえながら水道料金のあり方を再検討して行きたいと考えています。

料金収入見込みについて

◎ 令和9年から令和18年の経営戦略と改定案（事務局）による料金収入見込みの比較

※料金等の見通しについては、経営戦略による有収水量、供給単価を基に改定率を乗じ算出したものです。

項目		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	合計
有収水量	m3/日	3095	2999	2906	2815	2727	2641	2558	2477	2396	2317	26,931
供給単価	m3/円	124.47	124.47	124.47	124.47	124.47	124.47	124.47	124.47	124.47	124.47	124.47
現行料金	円/20m3	2370	2370	2370	2370	2370	2370	2370	2370	2370	2370	2,370
経営戦略	改定率	1.00	1.00	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	2.12	2.12	2.12	1.56
	供給単価	円	124.47	124.47	180.48	180.48	180.48	180.48	263.88	263.88	263.88	194.30
	料金収入	円	140,610,647	136,249,218	191,434,922	185,440,229	179,643,163	173,977,849	168,510,162	238,571,973	230,770,467	1,868,370,222
	※参考料金（月）	円/20m3	2,370	2,370	3,437	3,437	3,437	3,437	5,024	5,024	5,024	3,700
(事務局) 改定案	改定率	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53
	供給単価	円	190.44	190.44	190.44	190.44	190.44	190.44	190.44	190.44	190.44	190.44
	料金収入	円	215,134,290	208,461,304	201,996,849	195,671,414	189,554,510	183,576,627	177,807,274	172,176,943	166,546,611	1,871,981,122
	※参考料金（月）	円/20m3	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626

※料金シュミレーション：口径13mm 1.45倍（基本料 934円、超過料186円、3,172円/20m）
2.12倍（基本料1,375円、超過料275円、4,636円/20m）

水道料金改定案について

料金設定を **平均改定率 1.53倍** になるよう3パターンで試算する

	基本水量	基本料金	超過料金
パターン1	10	基本料金と超過料金を平均改定率1.53倍になるようにバランスを取りながら1.34倍に設定。	平均改定率になるよう200円に設定。
パターン2	0	基本水量を無くし、基本料金を現行の0.5倍に設定。	平均改定率になるよう164円に設定。
パターン3	10	基本料金を現行の2倍に設定。	平均改定率になるよう159円に設定。

水 道 料 金								
	使用口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
現 行	基本料金(10m3まで)	700 円	800 円	900 円	1,100 円	1,200 円	1,600 円	1,900 円
	超過料金(1m3つき)	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円
	メーター使用料	60 円	120 円	140 円	220 円	260 円	600 円	1,600 円
パ タ ー ン 1	基本料金(10m3まで)	940 円	1,080 円	1,210 円	1,480 円	1,620 円	2,160 円	2,560 円
	超過料金(1m3つき)	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円
	メーター使用料	90 円	180 円	210 円	330 円	390 円	900 円	2,400 円
パ タ ー ン 2	基本料金	350 円	400 円	450 円	550 円	600 円	800 円	950 円
	従量料金(1m3つき)	164 円	164 円	164 円	164 円	164 円	164 円	164 円
	メーター使用料	90 円	180 円	210 円	330 円	390 円	900 円	2,400 円
パ タ ー ン 3	基本料金(10m3まで)	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,200 円	2,400 円	3,200 円	3,800 円
	超過料金(1m3つき)	159 円	159 円	159 円	159 円	159 円	159 円	159 円
	メーター使用料	90 円	180 円	210 円	330 円	390 円	900 円	2,400 円

※令和6年度決算統計：供給単価=124.0円

- 使用者の多くは、口径13mmで使用水量が10m3以下で56%、20m3以下で78%、30m3以下で90%、40m3以下で96%となっている。

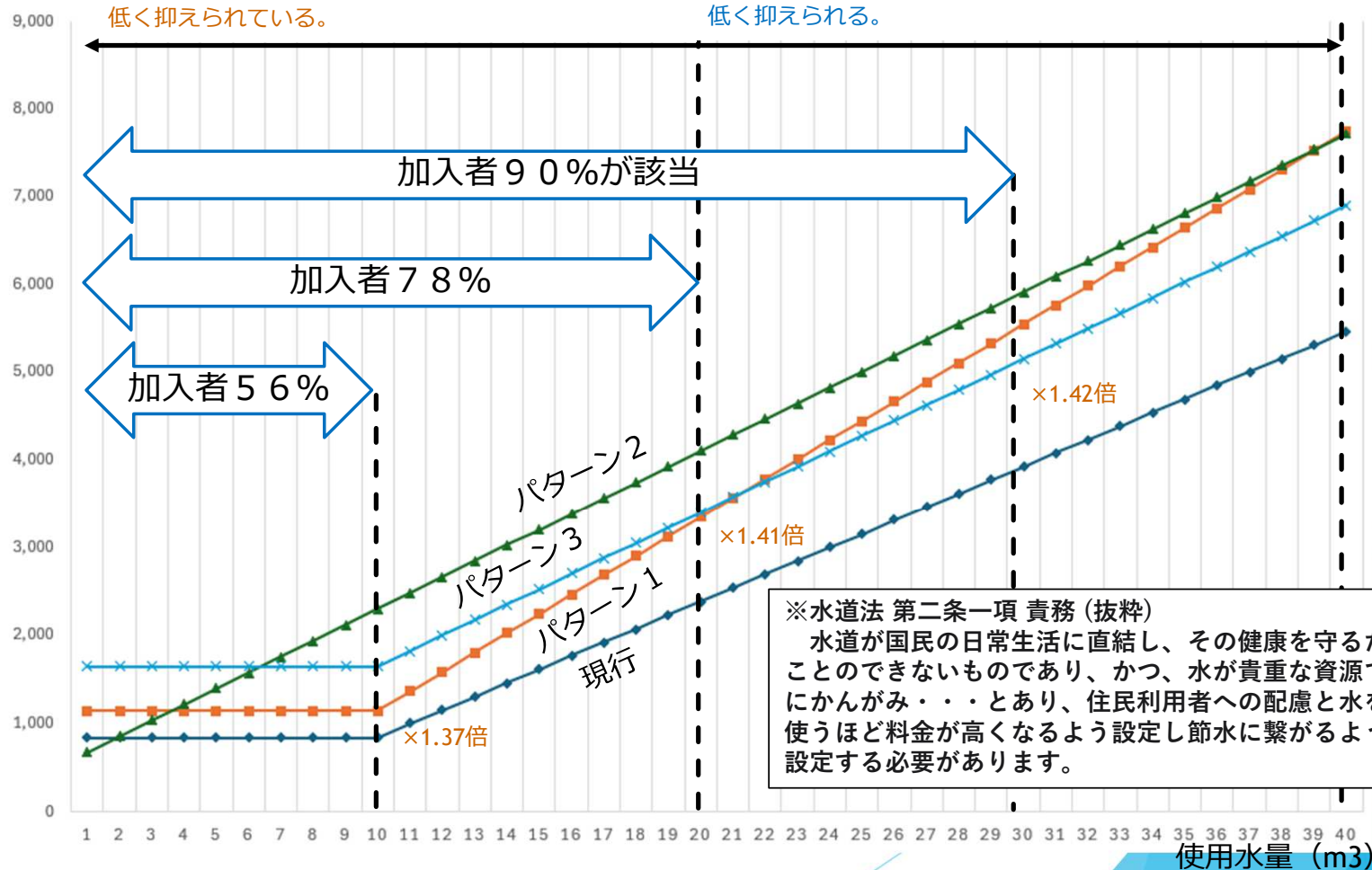
使用水量における料金比較について

口径13mm

水道料金 (円)

※使用水量 21 m³以下では、パターン1が最も料金が低く抑えられている。

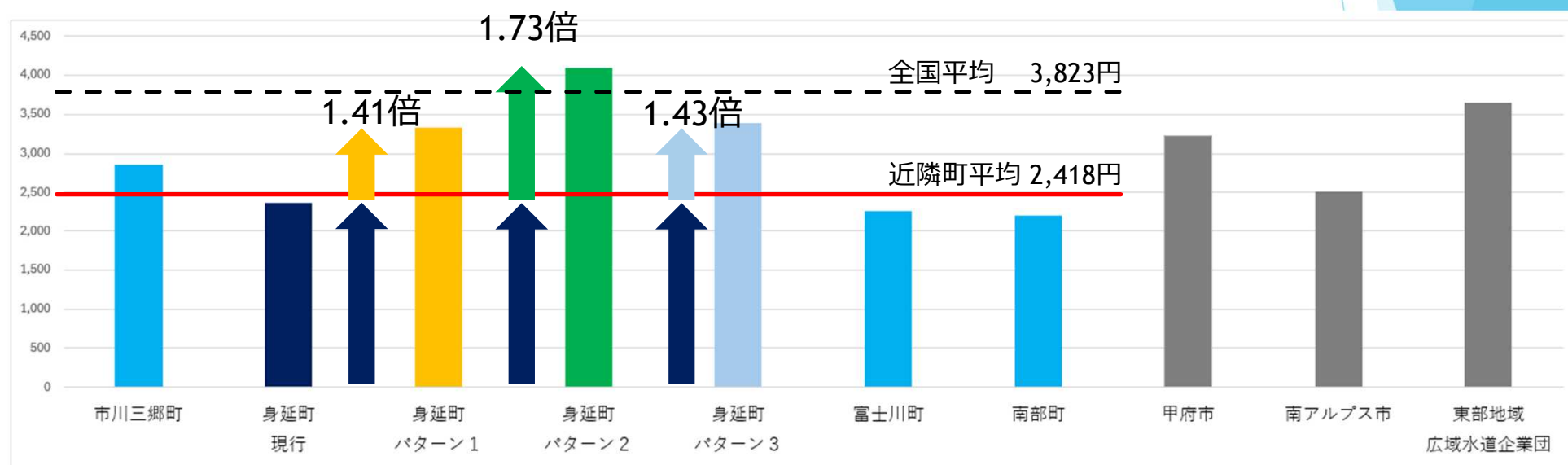
※使用水量 22 m³以上では、パターン3が最も料金が低く抑えられる。



水道料金（改定案）の近隣市町との比較

- ・水道料金については、近隣町平均程度の金額となっています。
- ・平成25年の料金改定以降13年間水道料金の改定を行っておりません。

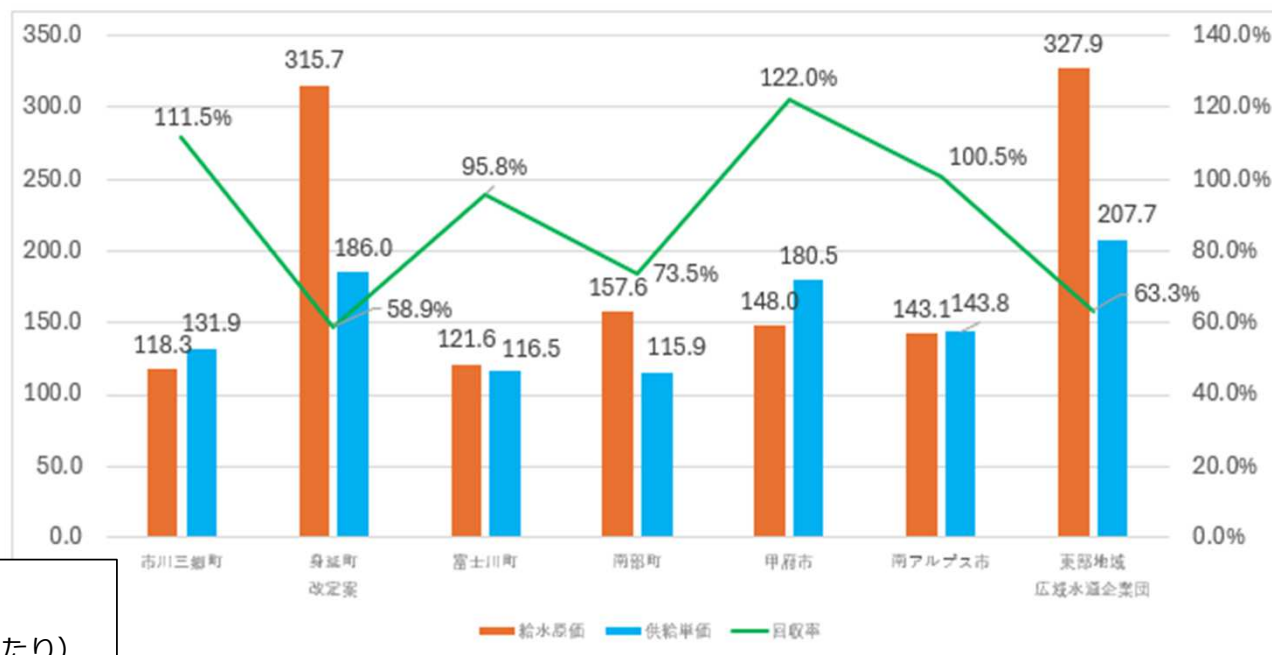
全国平均（給水人口5千人以上1万人未満）
3,823円（20m³当たり）



市川三郷町	身延町 現行	身延町 パターン1	身延町 パターン2	身延町 パターン3	富士川町	南部町	甲府市	南アルプス市	東部地域 広域水道企業団
2,855	2,370	3,333	4,092	3,388	2,250	2,200	3,228	2,508	3,641

※水道料金については、メーター使用料を含み、口径13mm、1月使用水量20m³と仮定
 ※南部町は、簡易水道

改定案の給水原価・供給単価による近隣市町との比較



全国平均
(給水人口5千人以上1万人未満)
水道料金 3,823円(20m³当たり)
回収率 81.4%

	市川三郷町	身延町 改定案	富士川町	南部町	甲府市	南アルプス市	東部地域 広域水道企業団
給水原価	118.3	315.7	121.6	157.6	148.0	143.1	327.9
供給単価	131.9	186.0	116.5	115.9	180.5	143.8	207.7
回収率	111.5%	58.9%	95.8%	73.5%	122.0%	100.5%	63.3%

※給水原価＝経常費用÷有収水量、給水単価＝給水収益÷有収水量

現行の回収率 39.3%

料金改定案（経営収支）による料金改定率について

(単位：千円)

項 目		R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用	維持管理費						
	原水及び浄水費	80,048	82,382	84,805	87,304	89,896	424,435
	配水及び給水費	61,241	63,178	65,176	67,237	69,364	326,196
	総係費	64,418	65,599	67,276	68,517	70,269	336,079
	減価償却費	324,993	318,087	311,910	301,111	288,583	1,544,684
	資産減耗費	326	326	326	326	326	1,630
	合計	531,026	529,572	529,493	524,495	518,438	2,633,024
資本費用	支払利息	24,402	24,930	25,552	26,326	27,353	128,563
	資産維持費						0
	合計	24,402	24,930	25,552	26,326	27,353	128,563
控除項目	その他営業収益	671	671	671	671	671	3,355
	他会計補助金(基準外)	159,511	169,546	179,026	188,308	196,946	893,337
	他会計負担金(基準内)	15,886	15,886	15,886	15,886	15,886	79,430
	長期前受金戻入	161,088	156,938	154,596	147,517	140,067	760,206
	雑収益	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	15,200
	合計	340,196	346,081	353,219	355,422	356,610	1,751,528
総計		215,232	208,421	201,826	195,399	189,181	1,010,059
結水収益	現行料金	140,994	136,248	132,023	127,888	124,230	661,383
	改定料金 (事務局案)	215,232	208,421	201,826	195,399	189,181	1,010,059
	改定率	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53

期間内不足分	現行	348,676
	改定	0
年不足分	現行	69,735
	改定	0
年平均給水収益	現行	132,277
	改定	202,012

料金改定案による一般会計からの繰入見込み

○現行

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計
一般会計繰入金	387,866	383,588	396,158	390,968	383,361	1,941,941
収益的収支	261,819	263,173	283,683	294,127	303,677	1,406,479
基準外繰入金	257,529	257,529	257,529	257,529	257,529	1,287,645
増減	-11,596	-10,242	10,268	20,712	30,262	39,404
基準内繰入金	15,886	15,886	15,886	15,886	15,886	79,430
資本的収支	126,047	120,415	112,475	96,841	79,684	535,462
基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
基準内繰入金	126,047	120,415	112,475	96,841	79,684	535,462

○改定案では、料金収入が増えた分、令和9年度から令和13年度の5年間で繰入額を3.5億円（年平均7千万円）減額見通しとなる。

○現行では、令和9年度から令和13年度の5年間ににおける繰入額は19.5億円（年平均3.9億円）を必要とし年々1千万円程度増加していく将来予測となっている。

○改定案

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計
一般会計繰入金	313,628	311,415	326,355	323,457	318,410	1,593,265
収益的収支	187,581	191,000	213,880	226,616	238,726	1,057,803
基準外繰入金	257,529	257,529	257,529	257,529	257,529	1,287,645
増減	-85,834	-82,415	-59,535	-46,799	-34,689	-309,272
基準内繰入金	15,886	15,886	15,886	15,886	15,886	79,430
資本的収支	126,047	120,415	112,475	96,841	79,684	535,462
基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
基準内繰入金	126,047	120,415	112,475	96,841	79,684	535,462

水道料金の改定について（確認）

▶ 料金算定方式について

総括原価方式

▶ 料金算定期間について

令和9年から令和13年の5年間

▶ 料金体系について

二部料金制（基本料と超過料） 単一型（超過料固定単価）

※消費税10円未満切り捨ての廃止（インボイス制度による）

▶ 料金改定率について

現行料金から（平均改定率）

令和9年に1.53倍に料金改定し、令和12年に経営状況を踏まえながら再検討する

▶ 料金改定基準日について

令和9年4月1日（令和9年4月使用分から）